

平成16年度実施の試行的評価に係る アンケートのまとめ

	頁
1. 評価基準について	1
はじめに (高等専門学校評価基準の性質) . . .	1
基準 1 高等専門学校の目的	3
基準 2 教育組織 (実施体制)	5
基準 3 教員	7
基準 4 学生の受入	10
基準 5 教育内容及び方法	13
基準 6 教育の成果	18
基準 7 学生支援等	20
基準 8 施設・設備	23
基準 9 教育の質の向上及び改善システム	24
基準 10 財務	26
基準 11 管理運営	27
選択的評価事項	29
研究目的の達成状況	30
正規課程以外の教育サービスの状況	31
2. 評価実施体制について	32
3. 自己評価実施要項・自己評価の方法・自己評価書の作成 について	32
4. 評価実施手引書について	34
5. 書面調査について	35
6. 訪問調査について	35
7. その他	38

1. 評価基準について

現行基準	対象校・委員からの意見集約
<p>はじめに（高等専門学校評価基準の性質）</p> <p>この高等専門学校評価基準は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が学校教育法第69条の3第2項の規定に基づいて実施する、国、公、私立高等専門学校に係る機関別認証評価の試行的評価に関するものです。</p> <p>高等専門学校評価基準は、教育活動を中心として、高等専門学校の活動の全般にわたる11の基準で構成されており、各基準の表題は、本評価における評価事項となっています。各基準には、大学評価・学位授与機構として、各高等専門学校において満たすことが必要と考える内容が記載されており、評価は、この基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。なお、基準は、各高等専門学校の「目的」を踏まえて評価が行えるよう配慮されています。各高等専門学校が全体として、全ての基準を満たしている場合に、高等専門学校評価基準を満たしていると判断されることとなります。</p> <p>このほか、高等専門学校の希望に応じて評価を実施する2つの選択的評価事項を設けており、これらは、各高等専門学校がその目的に照らして、自らが重要とみなす場合に、各高等専門学校の申請に基づいて評価を行うものです。</p> <p>選択的評価事項においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、評価事項に関して各学校が有する目的の達成状況等について、基準に照らして評価することとしています。</p> <p>また、基準を設定した意義・背景等を説明するものとして「趣旨」を設けています。</p> <p>さらに、各基準ごとに、その内容に即して教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。各高等専門学校には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。これらについては、基準を満たしているか否かを判断するための重要な要素となりますが、基準を満たしているか否かの判断は、「基本的な観点」の分析の状況及び、それに加えて、高等専門学校がその目的に照らして独自に設定する必要があると考える観点があれば、その観点の分析の状況を総合して、各評価事項における当該基準全体を単位として行うものです。</p>	<p>全般に関して 評価基準及び観点を見直す際には、精選・簡素化する方向で検討されたい。（対象校1・委員4） 以下、提案2例。</p> <p>基準3-3と基準9は重複しているように感じる。基準5（教育内容及び方法）、基準6（教育の成果）を受けて、その次に基準9（教育の改善）があるのが自然ではないか。</p> <p>基準3-1、3-2は不要であり（理由は基準3欄に記載）、基準3-3は基準9に含められるとすれば、基準3自体は削除できる。基準9に多少基準3の内容を加味して基準6の後に配置すれば、基準をひとつ減らすことができる。</p> <p>基準3（教員）、基準9（教育の改善）、基準11（管理運営）における質の向上および改善のためのシステムに関し、オ-バ-ラップしないように検討されたい。</p> <p>高専では、教育・研究だけでなく学生の指導（クラブ活動等）及び学寮における生活指導が重要であり、学生主事及び寮務主事が配置されている。学生の指導及び学寮における生活指導について評価基準を設ける、あるいは、観点を増やすなどの対応が必要である。（対象校1）</p> <p>この基準で求めている水準が国立高専を前提にしているように思える。果たして公立高専、私立高専がこの評価に耐えうるのか懸念される。また、併せて、アドミッション・ポリシー、シラバス、オフィスアワーなどについては、高専における状況と大学のそれとの相違にも留意されたい。（対象校1・委員1）</p> <p>細かい条文などに拘泥せず、要するに「うまくいっているかどうか」という観点での評価が強く望まれる。（対象校1）</p> <p>評価に当たって、改革期にある学校と安定期にある学校との区別が必要であり、改革及びその成果を評価できないシステムは不十分である。学生数の増減、教員の人事刷新、教育・研究の活性化などにおいて、“変化量”を指標とする評価も行うべきである。（対象校1）</p> <p>評価基準全般において「組織的な取組」、「システムが機能しているか」がよく問われているが、それぞれの学校で個性的な取組がなされ成果を上げていけばよいのであって、学校の特徴を切り捨ててはいけぬ。（対象校1）</p> <p>高専の利点（就職率100%、中学校へのPRの徹底等）を社会にPRできるような方向で評価することを検討されたい。（委員1）</p> <p>用語の定義とその理解が委員によってばらついており、共通理解が必要である。また、併せて、評価基準、観点における用語や語句等の表記法の統一を図る必要もある。さらに、国立高専・公立高専・私立高専間で</p>

	<p>用語の使用に相違がある場合もあり，具体的事例によって例示するなどの配慮も必要である。(委員3)</p> <p>全般を通して「機能しているか」という表現がこの評価を非常に難しくしている。機能の定義が曖昧なため，どうしても学校の状況を詳細にわたって確認する必要がある。そのため，書面調査では「判断保留」となり，訪問調査で確認することになる。基本的な観点をもう少し詳しく記述する，基準の「趣旨」で「求めている機能状況」を説明する，あるいは，機能状況の確認は全て訪問調査時に行うなど工夫をしないと，書面調査に膨大な時間が費やされてしまう。(委員2)</p> <p>全般を通して「適切か」という表現が用いられているが，「適切である状況」については各人によって理解が異なる。もう少し具体的な表現とされたい。(委員1)</p> <p>今回の自己評価書では，目的に「一般的な心得」のようなものが書かれている場合が多かったことから，下線部を補うのが良いのではないか。(委員1) (はじめに 第2段落後半部)</p> <p>なお，基準は，<u>高等専門学校の個性や特色が十二分に発揮できるよう，各高等専門学校の「目的」を踏まえて評価が行えるよう配慮されています。</u>各高等専門学校が全体として，全ての基準を満たしている場合に，高等専門学校評価基準を満たしていると判断されることになります。</p>
--	---

現行基準	対象校・委員からの意見集約
<p>基準 1 高等専門学校 1-1. 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命，教育活動等を行うに当たったの基本的な方針，教育目標等基本的な成果として達成しようとしている内容など）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，高等専門学校一般に求められる目的からはずれるものでないこと。</p> <p>1-2. 目的が，学校の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。</p> <p>基本的な観点</p> <p>1 - 1 - 目的が具体的かつ明確に定められているか。</p> <p>1 - 1 - 目的が，学校教育法第 70 条の 2 に規定された，高等専門学校一般に求められる目的から，はずれるものでないか。</p> <p>1 - 2 - 目的が，学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。</p> <p>1 - 2 - 目的が，社会に広く公表されているか。</p> <p>趣旨</p> <p>本評価においては，高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう，高等専門学校に対してその学校の教育活動等に関する「目的」の明示を求め，その内容を踏まえて評価を行います。この学校の「目的」とは，高等専門学校の使命，教育活動等を実施する上での基本方針，及び，教育目標等養成する人材像を含む基本的な成果として達成しようとしている内容などを言います。</p> <p>各高等専門学校は，各学校が持つ設立の理念，歴史，環境条件等を踏まえた上で，その高等専門学校の機能としての「目的」を明確に定めていることが必要です。その内容は，学校教育法に定められた高等専門学校一般が果たすべき目的にはずれするものであってはならないことは当然です。また，「目的」は，教職員や学生など学内に広く周知されているとともに，社会に対して公表されている必要があります。</p> <p>このことは，各高等専門学校の教育活動等を実施・発展させるとともに，その成果を適切に評価するためにも不可欠です。</p> <p>なお，本評価の実施にあたっては，基準の内容に即して，各高等専門学校において，その目的を整理することが必要であり，そのことにより，各高等専門学校の個性，特徴が評価に反映されます。仮に，各高等専門学校の教育活動等にあたって，地域との連携等を目的として重視している場合には，そのことを明示することが必要です。</p> <p>また，高等専門学校の運営に関する中期目標等を有しており，その達成状況等を評価内容に反映させるためには，その基本的な内容を目的として位置付け，整理・記述することが必要です。</p>	<p>全般に関して</p> <p>目的に即して評価を行うことに関して異論は無いが，本評価における「目的」の定義は，対象校が掲げている従来までの伝統的表現と整合していない。また，専攻科設置の有無等によっても，「目的」の構成が異なってくる。それ故，より実態に即すように，「学校としての理念」，「教育目的（養成すべき人材像）」，「教育方針」，「教育目標」，「達成目標」などに分割して記載を求める，あるいは，学校全体として，準学士課程として，専攻科課程として，JABEE 教育プログラムの教育目標として分割して記載を求めることが望ましい。併せて，基準 2 以下で「目的に即して」評価を行う場合に，たとえば，知育の成果であれば，「教育目標に照らして」評価をする，「徳育」であれば「養成すべき人材像」等に照らして評価をするように明確化することが望ましい。（対象校 1・委員 3）</p> <p>高専の場合，学則に設置基準の目的をそのまま取り上げている。これとは別に「理念」等の形で目的に相当するものを設定している。どちらを目的として考えるか？ 学生，教員への周知は「理念」の方で，設置基準の目的は自明であると考えている。（委員 1）</p> <p>高専評価についてはいまだに過渡期にあるところから，個性的な目的の設定はなかなか困難のように思われるが，やはり各高専において独自の存在意義を表明するような目的の設定を促す基準の設定（問い掛け）が必要のように思われる。（委員 1）</p> <p>各高専において，学校全体の目的と学科・専攻科の部分目的との間に，やや距離があるように感じられる。今後，全体と部分の関係性を問うことも必要のように思われる。（委員 1）</p> <p>対象校によっては目的の記載内容が学校運営上の中期目的や各学科の教育目標であった。あらかじめ，目的として求める記載内容を徹底されたい。（委員 1）</p> <p>近未来を含めた将来において予定される計画は，現状の目的とも関連し現状をより明確にする，という点で評価の対象に含められたい。（対象校 1）</p> <p>「建学の精神」のある私学については，その独自性を尊重する評価をくださったほうがいいのではない。（委員 1）</p> <p>改革期の学校にあっては，それまでの教育目的や方針に様々な刷新や変更が加わることから，目的に「不統一」が見られるとしても，従来のものと新しい改革成果が共存することになる。学校の事情を考慮し，“不統一”と“共存”の違いに留意して評価する必要がある。（対象校 2・委員 1）</p> <p>1 - 1</p> <p>今回の自己評価書では，目的に「一般的な心得」のようなものが書かれている場合が多かったことから，</p>

	<p>下線部を補うのが良いのではないか。(委員1)</p> <p>高等専門学校の目的(高等専門学校の使命,教育活動等を行うに当たっての基本的な方針,教育目標等基本的な成果として達成しようとしている内容など)が<u>各校の個性や特色が十分発揮できるよう明確に定められており,...</u></p> <p>1 - 1 -</p> <p>今回の自己評価書では,目的に「一般的な心得」のようなものが書かれている場合が多かったことから,下線部を補うのが良いのではないか。(委員1)</p> <p>目的が各高等専門学校の個性および特色を活かした<u>ものとして具体的かつ明確に定められているか。</u></p> <p>目的の具体性を問うているが,どのようなかたちが具体的なのか,そのたびに議論になると思われる。(委員1)</p> <p>1 - 2 -</p> <p>目的の教職員及び学生への周知について,周知すべき目的の範囲が明確でない。国立高専において目的に中期計画が掲げられていたとしても,この内容を学生にまで周知する必要はない。また,観点到に記載されていない周知内容の認知度,理解度までも評価する必要があるならば,その旨観点到に明示しておくべきである。(委員2)</p> <p>1 - 2 -</p> <p>目的の社会への公表について,公表すべき目的の範囲が明確でない。また,観点到に記載されていない公表内容の認知度,理解度までも評価する必要があるならば,その旨観点到に明示しておくべきである。(対象校1・委員2)</p> <p>「社会に広く公表されている」ことについて,どの程度であれば「広く」と評価できるのか悩ましい。「広く」を削除されたい。(委員1)</p>
--	---

現行基準	対象校・委員からの意見集約
<p>基準2 教育組織（実施体制）</p> <p>2-1. 学校の教育に係る基本的な組織構成（学科及び専攻科）が、目的に照らして適切なものであること。</p> <p>2-2. 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。</p> <p>基本的な観点</p> <p>2 - 1 - 学科及び専攻科が設置されている学校にあっては専攻科が、教育の目的に沿って体系的に編成されているか。</p> <p>2 - 1 - センター等が設置されている場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</p> <p>2 - 2 - 教育課程全体を企画・調整するための体制が適切に整備され、機能しているか。</p> <p>2 - 2 - 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が機能的に行われているか。</p> <p>2 - 2 - 教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。</p> <p>趣旨</p> <p>この基準は、各高等専門学校に教育に係る基本的な組織や、センター等、その他の教育活動を展開する上で必要な実施体制の状況について評価するものです。</p> <p>高等専門学校がその目的を達成するために教育活動を有効に行えるよう、学科、専攻科、各種センターなどの教育組織及びその他の教育の実施体制が、その学校の目的に基づいた活動を実施する上で有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。また、学校全体、及びそれぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ、教育を展開していくためには、その運営体制が適切に整備され、機能していることが必要です。</p>	<p>全般に関して</p> <p>評価するに当たって、改革期にある学校と安定期にある学校との区別が必要ではないか。改革の成果より、組織やシステムおよびそのエビデンスを重要視しては、評価自体が形骸化するのではないか。大事なことは、経営を任されている者が如何なるポリシーを持って、教職員を指導し学校運営に当たっているかを評価することではないか。（対象校1・委員1）</p> <p>2 - 1 - 「教育の目的に沿って体系的に編成されているか。」という表現が分かりにくい。学科と専攻科が教育目的に沿って編成されているかどうか、また、専攻科は学科と連携した編成になっているかどうかを理解できる表現とされたい。（委員1）</p> <p>学科及び専攻科（設置されている場合は）が、教育の目的に・・・という記述の方が分かりやすい。（委員1）</p> <p>専攻科設置に当たり、各高専は大学評価・学位授与機構の審査を受けているので、このことを踏まえて当該観点の設問を工夫するなど別の形にできないだろうか。（委員1）</p> <p>学科の再編成は短期的には対応のしようがなく、また、仮に「某学科は不要である」としても、学内でコンセンサスを得るのは非常に困難であり、当該観点に対しては無理にでも「体系的に編成されている」としか答えようがない。それ故、当該観点の削除が望まれる。（委員1）</p> <p>2 - 1 - 「センター等」について、どのような施設を想定しているのか不明であり、具体的に記載（例えば、教育センター、情報処理センター、テクノセンター、語学センター等）されたい。「図書館」もこの観点で問う「センター等」に含められたい。（対象校2・委員2）</p> <p>「センター等」について、「学校の教育に係る基本的な組織構成」（基準2 - 1）としてとらえるよりも、「教育活動を展開する上で必要な運営体制」（基準2 - 2）もしくは「施設・設備」（基準8 - 1）に位置付けたほうが適切ではないか。（対象校1・委員1）</p> <p>高専におけるテクノセンターの役割は今後重要になると思われるが、高専の場合には予算や設備においても大学とは異なる条件のもとに設置されているので、この設置の趣旨と目的に照らしてその機構と整備の水準を判断すべきである。（対象校1）</p> <p>「適切なものになっているか」という問いには答えにくいので、表現に工夫されたい。（対象校1）</p> <p>2 - 2 「機能している」状態の定義が曖昧であり、評価を困</p>

	<p>難にしている。「適切に整備され、機能していること。」について、「適切に整備・運営されていること。」とされたい。(委員1)</p> <p>2 - 2 - 「適切に整備され」という問いには答えにくいので、「適切に」という文言を削除されたい。(対象校1)</p> <p>「整備され、機能しているか」について、「整備されているか。機能しているか。」のように文を区切られたい。(委員1)</p> <p>2 - 2 - 「機能的に行われているか」について、例えば「体制が機能しているか」を問う場合と違い、体制(システム)等がなくても個人レベルで何らかの取組が行われていれば良いとするのか明確にされたい。(委員1)</p> <p>2 - 2 - 「支援体制」が学生支援と誤解されるケースがある。「教員・技術職員・事務職員間の連携・支援体制」と明記されたい。 (対象校2・委員3)</p> <p>「機能している」状態の定義が曖昧であり、評価を困難にしている。「支援体制が機能しているか。」について、「支援体制が整備されているか。」とされたい。(委員1)</p>
--	---

現行基準	対象校・委員からの意見集約
<p>基準3 教員</p> <p>3-1. 教育課程を遂行するために必要な教員等が適切に配置されていること。</p> <p>3-2. 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。</p> <p>3-3. 教員等の教育活動を評価し、改善するための体制が整備され、機能していること。</p> <p>基本的な観点</p> <p>3 - 1 - 一般科目及び専門科目を担当するために適切な教員の配置等が行われているか。</p> <p>3 - 1 - 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置（均衡ある年齢構成や教員のキャリアへの配慮など）が講じられているか。</p> <p>3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。</p> <p>3 - 3 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。</p> <p>3 - 3 - 教員の教育活動に関する評価に基づき、その質の向上を図るためのシステムが整備され機能しているか。</p> <p>趣旨</p> <p>この基準では、基準1で定められた高等専門学校の実現を達成する上で、教員の配置が、適切であるかどうかを評価します。</p> <p>学校の教育を実施する上で、個々の教員、及び教員組織の果たす役割が重要であるの言うまでもありません。各学校には、高等専門学校設置基準に定められた要件を具備しつつ、教育の目的を達成するために必要な教員組織編成の基本的な方針に基づいて、質、量の両面において、教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。また、その前提として、教員の資格や能力を適切に評価し、これを教員組織の編成に反映させる体制が機能していることが求められます。</p>	<p>全般に関して</p> <p>高専の教員の特異性（教育・研究・学生指導・寮宿日直制度）を考慮して評価すべきと考える。教育と研究面に評価の重点が置かれており、徳育的な教育の面を基準3でも観点レベルで評価すべきである。この観点が基準7「学生支援等」だけで取り上げられているように感じた。（対象校1）</p> <p>教員への校務（主事、主任、担任、主事補佐、各種委員会、施設長、クラブ顧問等）の負担が重くなってきているので、校務そのものの必要性、適正分配の吟味が必要になってきている現状を理解していただきたい。（対象校1）</p> <p>高専でも博士号取得者が標準になっている今日、教育実績をもう少し高く評価するべきである。（委員1）</p> <p>設置審査時の教員資格と、実際の教員資格との間に乖離が見られることがあり、今後そうした事態をどのように評価・是正するのか。事前規制から事後規制へ移行しつつあるが、担当教員の資格について、設置審査時と同等に厳しく査定するのかどうかは、評価における今後の課題の一つであろう。（委員1）</p> <p>教育は教育者の資質によって多くは決まるのだから、学位授与機構が教員評価に用いる教員の学歴・職歴、取得学位・資格、所属学会・省庁委員、主要論文・特許等、高等教育機関の教育研究に必要な教員資質を評価すべきではないか。（対象1・委員2）</p> <p>職位審査、任期制の有無等、教員の資質調査システムも評価対象とすべきである。（対象校1・委員1）</p> <p>教員の適正配置については、公立学校の場合、設置者の方針等の関係からその学校単独の努力では不可能な部分があり、3-1、3-2はカットするなどの考慮が必要である。（委員1）</p> <p>3 - 1</p> <p>教員の配置について、例えば問題教員の配置転換、年齢構成の偏りや非常勤講師への高い依存率等、短期間（5年程度）ではこれらに対応する術がない。まして教員の質の向上については基準9にて問うているので、当該基準3-1は不要ではないか。（委員1）</p> <p>3 - 2 -</p> <p>「採用基準」と「昇格基準」の定義が不明確である。（対象校1・委員1）</p> <p>「採用基準」と「昇任基準」は、それ自体に問題を含むと考えている。「原則として教授公募」という採用基準があり、定年教授の後任として教授を採用すると、それだけで学校の教員全体の平均年齢が上がり年齢バランスも崩れる。若手教員を採用し、内部昇格によって助教が教授に昇任することがそれを避ける唯一の方法である。</p>

	<p>ところが「原則として内部昇格」ではなく、「原則として公募」というように、いかにも透明性の高い方法が求められる。</p> <p>しかし、どの企業でも、管理職の後任を外部から公募するというのは聞いたことがない。それも公募によって完全に書類上の優劣で採用するのだろうか。これでは内部職員のやる気も喪失する。</p> <p>つまり「採用基準」や「昇任基準」の透明性を高めようとする、それ自体で弊害が生まれてくると思われる。これができるのは、「白い巨塔」のように教授戦に負けた場合にその大学を去ることができるような環境だけである。</p> <p>したがって、当該観点（基準3 - 2）は不要ではないか。（委員1）</p> <p>特に「昇格基準」の設定について、高専の場合、その設置基準から分かるように、教育の比重が大学に比べて重く、従って教員の教育活動に対する評価がより重要になるべきである。しかし、教育に対する評価基準の数量化は一般的に容易ではなく、まして査読論文の本数など数量化しやすい研究上の判断材料に重点を置いて「昇格基準」を設定するわけにもいかない。それ故高専では、「昇格基準が明確かつ適切に定められ」にくいと考えられるので、この点に配慮されたい。（委員1）</p> <p>「適切に定められ、適切に運用がなされているか」について、「適切に定められているか。適切に運用がなされているか。」のように文を区切られたい。（委員1）</p> <p>3 - 3</p> <p>「機能している」状態の定義が曖昧であり、評価を困難にしている。「体制が整備され、機能していること。」について、「体制が機能的に運営されていること。」とされたい。（委員1）</p> <p>教員の教育活動に関する定期的な評価（例えば、授業評価アンケートの実施状況）とこれに基づく評価結果を改善策に結びつける仕組みが整備され機能しているかどうかについて、現行の観点では各校の実状が良く把握できなかった。（委員1）</p> <p>3 - 3 -</p> <p>「教員の教育活動に関する定期的な評価」について、「教員個人の評価」だけに限定するのかが曖昧である。（対象校1・委員1）</p> <p>「機能している」状態の定義が曖昧であり、評価を困難にしている。「体制が整備され、機能しているか。」について、「体制が整備されているか。」とされたい。（委員1）</p> <p>「整備され、機能しているか」について、「整備されているか。機能しているか。」のように文を区切られたい。（委員1）</p> <p>3 - 3 -</p> <p>「教員の教育活動に関する評価」について、「教員個人の評価」だけに限定するのかが曖昧である。（対象校1・委員1）</p>
--	---

	<p>「その質の向上を図るためのシステム」について、基準 3 - 3 の記述に沿って「改善するための体制」とされたい。(委員 1)</p> <p>「システムが整備され機能しているか。」について、「システムが整備され、機能しているか。」(読点を挿入)とされたい。(委員 1)</p> <p>「整備され機能しているか」について、「整備されているか。機能しているか。」のように文を区切られたい。(委員 1)</p>
--	--

現行基準	対象校・委員からの意見集約
<p>基準4 学生の受入</p> <p>4-1. 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシー)が明確に定められ、公表されていること。</p> <p>4-2. 入学者の選抜が、アドミッション・ポリシーに沿って適切な方法で実施され、機能していること。</p> <p>4-3. 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。</p> <p>基本的な観点</p> <p>4 - 1 - 教育目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針などが記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、学校の構成員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に公表されているか。</p> <p>4 - 2 - 入学者の選抜がアドミッション・ポリシーに沿って適切な方法で実施されているか。</p> <p>4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。</p> <p>4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。</p> <p>趣旨</p> <p>この基準では、各高等専門学校学生の受入の状況について評価します。</p> <p>高等専門学校学生の受入の在り方は、公正かつ妥当な方法、適切な体制によって行われることはもちろんですが、その上で、各学校の教育目的にふさわしい資質を持った「求める学生」を適切に見いだす観点に立って実施されることが重要です。</p> <p>このため、将来の学生を含め社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどを「アドミッション・ポリシー」として明確に定め、公表されていることが必要です。</p> <p>その上で、これらの方針に沿った入学者選抜方法が適切に実施されていることが求められます。</p> <p>なお、高等専門学校の教育体制は、学生数に応じて整備されているものであり、教育の効果を担保する観点から、各高等専門学校の実入学者数は、入学定員とできるだけ合致していることが求められます。</p> <p>【アドミッション・ポリシー】</p> <p>受験生に求める能力、適性等についての考え方や入学者選抜の基本方針をまとめたもの。</p>	<p>全般に関して</p> <p>5年間一貫教育によって実践的技術者を養成するという高専の独自性を続けていくということと、高度化する技術水準などへの対応という現代の教育の多様化に対して、専攻科を設置する、創造性教育のシステムを創るなど、多様なマッチングの努力を行っている。高専の場合、アドミッション・ポリシーについては、「明文化」にこだわる必要はないのではないか。要するに、上述の取組がなされ、ある程度入試倍率を保持して良い学生を受け入れているかどうか重要である。(対象校1)</p> <p>与えられた制限のなかでの努力を記述せよ、ということだったが、都立学校は受験生は都民に限るという教育委員会の方針のもとにある。この開かれた教育に逆行している現状を理解していただきたい。(対象校1)</p> <p>今回の評価では、アドミッションポリシーとして受け入れる学生像を問うている。学力のみ優れた画一的な学生を受け入れ、金太郎飴を作るのが良い教育とは思われない。多様な価値観の学生を受け入れ、長所を伸ばし、可能性を引き出す教育が大事である。アドミッションポリシーの評価に重きを置くのではなく、入学後の成長の軌跡をたどる評価が重要である。また、学力だけでなく、幅広い能力を持った学生を受け入れるシステムの評価も必要である。(対象校1・委員1)</p> <p>アドミッション・ポリシーが定められている高専は必ずしも多くはない。入学案内等に受験者に求める要件(成績・資格等)が明示されていれば当面良しとして評価するのであれば、「アドミッションポリシー」という用語を削除しても良いのではないかと。(委員1)</p> <p>今回の試行の効果(影響)は非常に高く、多くの高専でアドミッション・ポリシーが制定され始めたが、高専の場合求める学生像が比較的是っきりしていることから、必ずしもアドミッション・ポリシーではなくとも、それに相当するものがあれば良いと考える。(委員1)</p> <p>アドミッション・ポリシーという言葉にとらわれすぎではないか。大学と異なり受け入れ対象は中学生である。学科選択能力が不十分であり、生徒向けには易しく分かりやすいものになっているかの観点が必要である。(委員1)</p> <p>アドミッション・ポリシーの定義を具体的な項目(例:求められる新入生像、高専で必要な学力など)で示すと分かりやすいのではないかと。高専の現状を踏まえ、評価黎明期では、アドミッション・ポリシーとして何をどこまで社会に公表していれば十分といえるか、また、評価年度までの入試においては策定されていないが次年度入試に向けては既に策定しているケースをどのように評価するかについて、論議を固めるべきである。(委員2)</p>

	<p>アドミッション・ポリシーとして「優秀な学生」を求める旨の内容が掲げられている場合が多いが、各学校の特長を持たせたポリシーが望ましいとすべきではないか。(委員1)</p> <p>4 - 1 - 「教育目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針などが記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、学校の構成員に周知されているか。また、将来の学生を含めた社会に公表されているか。」(二重線部を削除)(委員1)</p> <p>「教育目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針などが記載されたアドミッション・ポリシーあるいはそれに相当するものが明確に定められ、学校の構成員に周知されているか。また、将来の学生を含めた社会に公表されているか。」(下線部を挿入)(委員1)</p> <p>「明確に定められ、学校の構成員に周知されているか」について、「明確に定められているか。学校の構成員に周知されているか。」のように文を区切られたい。(委員1)</p> <p>4 - 2 「機能している」状態の定義が曖昧であり、評価を困難にしている。「適切な方法で実施され、機能していること」について、「適切な方法で実施されていること。」とされたい。(委員1)</p> <p>4 - 2 - 入学者の選抜が求める学生像や入学者選抜の基本方針などアドミッションポリシーに沿って適切な方法で実施されているか。(二重線部を削除)(委員1)</p> <p>国立高専の入学者選抜試験が同一の問題で実施されている状況を考えると、アドミッション・ポリシーを反映させるには限界があり、アドミッション・ポリシーに沿った学生受入が実際に行われているかどうか、評価は難しいのではないかと。どのようにアドミッションポリシーをPRして、如何にアドミッションポリシーに沿った生徒の受験を促す等、受験までのプロセスに比重を置いた観点・評価が、国立高専の現状に即していると考えます。(対象校2・委員1)</p> <p>4 - 2 - 「検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか」について、「検証しているか。その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。」のように文を区切られたい。(委員1)</p> <p>4 - 3 「適正な数」について、教育活動に支障がないかを問題にすべきであり、入学者「数」の議論にならないようにする必要がある。(委員1)</p> <p>4 - 3 - 4 - 3 と同趣旨の意見あり。(委員2)</p>
--	--

	<p>アドミッション・ポリシーと関連して、当該観点の評価が難しい。例えば、実績として定員よりも多く入学させるとの考え方もあるが、実際に定員を超える学生を受け入れた場合に生じる教育効果の低減も考慮すると、どのように評価したら良いのか不明確である。 (委員1)</p>
--	--

現行基準	対象校・委員からの意見集約
<p>基準5 教育内容及び方法 <準学士課程></p> <p>5-1. 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。</p> <p>5-2. 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。</p> <p>5-3. 成績評価や単位認定、進級・卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。</p> <p>5-4. 人間の素養の涵養に関する取組が適切に行われていること。</p> <p>基本的な観点 <準学士課程></p> <p>5 - 1 - 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置され、内容的な体系性が確保されているか。</p> <p>5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。</p> <p>5 - 1 - 授業科目について、(シラバス)が適切に整備され、活用されているか。</p> <p>5 - 2 - 各科目の授業形態が授業科目の目標を十分実現できるものであるか。</p> <p>5 - 2 - 教育内容に応じて、学生の授業に対する理解を助け、意欲の増進を図るために、教材や授業方法・形態の工夫(少人数授業、情報機器を活用した授業など)がなされているか。</p> <p>5 - 2 - 創造性を育む教育方法(PBL)などの工夫やインターンシップ)の活用が行われているか。</p> <p>5 - 3 - 成績評価基準や進級・卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。</p> <p>5 - 3 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。</p> <p>5 - 4 - 教育課程の編成において、特別活動の実施など人間の素養の涵養がなされるよう配慮されているか。</p> <p>5 - 4 - 教育の目的に照らして、生活指導面や課外活動等において、人間の素養の涵養が図られるよう配慮されているか。</p>	<p>全般に関して 準学士課程と専攻科課程を分割して観点を設定しているが、共通的に設けられる観点もあるのではないかと。(対象校1・委員1)</p> <p>観点数があまりにも多すぎて、自己評価する側も審査する側も苦勞しており、観点の精選・集約化が必要である。(対象校1・委員2)</p> <p>30 単位時間を以って1 単位としているかを問う観点設定が必要である。(委員1)</p> <p>進級、仮進級、卒業などの条件等を運用する教務システムについての観点を追加する必要がある。(委員1)</p> <p>シラバスについては、高専機構で統一した共通フォーマットを作成し、その上で各高専において特色を出すように改訂することが必要かもしれない。(委員1)</p> <p>1 クラス40 人学級枠について否定する立場から授業形態の多様性を問われていると理解されるが、基準4 もそうであるように、この認証評価はそのような現状に対応するなんらかの働きかけをするキッカケになってほしい。(対象校1)</p> <p>私立学校の学生の能力には、大きなばらつきがある。それ故教育目的のひとつは、学生に付加価値をつけることである。学生の成長の軌跡をたどるような評価項目・観点設定が必要である。(対象校1・委員1)</p> <p>「知育、徳育、体育」と言われるように、教育は多面的なものである。今回の評価は、知育偏重の嫌いがあつたのではないかと。教員による寮生活や課外活動での指導、および学生の自主的なボランティアや学園祭企画など、授業以外での学生の成長を含めた多面的な評価を通して、創造的能力のある学生を育てるべきではないかと。(対象校1・委員1)</p> <p>学生・教員全員が関与する項目だけを評価するのは、誤った結果を招くのではないかと。学業以外の活動の評価が100%参加でないと評価対象とされないという評価システムでは、課外活動、寮生活、ボランティア活動、学園祭の取組などが十分な評価を受けないのではないかと。人間の素養の涵養に十分な働きをする活動であるのに、100%参加がないということで正当な評価を与えないというのでは、それらを軽視する結果を招く。(対象校1・委員1)</p> <p>学術、技術開発、スポーツ等のトップ水準教員による授業や指導は、学生に深い影響力を与えているが、これらの効果についても評価すべきではないかと。(対象校1・委員1)</p> <p>用語の使用に統一性がない。 5-1- :・・・, <u>授業科目</u>が学年ごとに・・・</p>

	<p>5-1- , 5-5- : 授業の内容が・・・</p> <p>5-1- : 授業科目について・・・</p> <p>5-2- : 各科目の・・・</p> <p>5-2- : 教育内容に応じて・・・</p> <p>上記の下線について下記のように統一した方が良い。 例として</p> <p>5-1- , 5-5- : 各授業科目の授業(教育?)内容が・・・</p> <p>5-2- : 各授業科目の</p> <p>5-2- : 授業科目の教育(授業?)内容に応じて・・・ (委員1)</p> <p><準学士課程></p> <p>5 - 1 - 一般教育科目の位置づけや内容について、もっと突っ込んだ記述を求められるような工夫が必要である。(委員1)</p> <p>5 - 1 - 当該観点は不要である。5 - 1 - で授業科目の内容的な体系性を問うており、5 - 1 - はそのとおり実施しているかを問うていることになる。授業の内容が教育課程編成の趣旨に沿っているか否かは、5 - 1 - で分かる。(委員1)</p> <p>「教育課程の編成の趣旨」が何を示すか分からない。その学校で作成する(あるいは作成した)ものか、その場合、5 - 1 - で問うている体系性の確保と同じ内容になってしまう。設置基準の第四章第十七条などをさすのであれば、直接設置基準・・・と記載されたい。(委員1)</p> <p>「授業の内容が、全体として」とあるが、全科目の授業内容を評価するのは困難である。むしろ、5 - 1 - の後に当該観点を置き、「シラバスに示された」との文言を文頭に追加されたい。(委員1)</p> <p>5 - 1 - シラバスの考え方や掲載すべき項目を機構として定義するのか、あるいは例示にとどめるのかなどについて、議論の必要がある。(委員2)</p> <p>シラバスのあり方を1～3年次・4～5年次・専攻科で分けてとらえるべき。(委員1)</p> <p>「シラバスが適切に整備され、活用されているか。」について、「シラバスが適切に整備されているか。学生はそれを活用しているか。」のように文を区切られたい。(委員1)</p> <p>5 - 2 - 5 - 2 - と内容が似ているため、両者を統合されたい。(委員1)</p> <p>対象校によっては、授業科目の理解を把握するための取組について自己評価されていた。「各授業科目の目標を十分に実現できる授業形態がとられているか」と書き直すほうが誤解が少ないのではないか。(委員1)</p>
--	--

	<p>「各科目の授業形態が」とあるが、全科目の授業形態を評価するのは困難である。「シラバスに示された」との文言を文頭に追加されたい。(委員1)</p> <p>5 - 2 - 「創造性を育む教育方法(PBL)など」の工夫に対して、「インターンシップの活用」についても「を育む」などの修飾語が必要。(委員1)</p> <p>5 - 3 「成績評価基準」をどのように設定するか検討が必要である。 (委員1)</p> <p>成績評価や単位認定について有効に実施しているかどうかを評価する場合に、教育的な配慮により超法規的な措置を行っている例があったが、これを規定通りに行っていないと判断すべきかどうか難しい場面があった。 (委員1)</p> <p>5 - 3 - 「組織として策定され、学生に周知されているか。」について、「組織として策定されているか。学生に周知されているか。」のように文を区切られたい。(委員1)</p> <p>5 - 3 - 「修了認定」は誤りであり、「卒業認定」とされたい。 (委員1)</p> <p>5 - 4 高専における教科指導以外の教育目的を「人間としての素養の涵養」として理解し、5 - 4 - と5 - 4 - を統合されたい。(委員1)</p> <p>5 - 4 - どの程度「人間の素養の涵養」が図られれば良いのが明確でなく、判断に困る。(委員1)</p> <p>特別活動の位置づけや内容について、特にホームルーム活動の展開が明確となるようにすべきである。 (委員1)</p> <p>5 - 4 - 7 - 1 - 「課外活動、学生会等の学生の組織的活動に対する支援体制が整備され、機能しているか。」とオ-バ-ラップする面もあるので、基準7でまとめて記載されたい。基準5は「教育課程に関するもの」であり、課外活動や学生会活動等については、基準7が適切であると思われる。(委員1)</p> <p>生活指導面に関する質問が少ない。中学校からの入学を考えると、基本的な生活習慣の確立や人間としての素養の涵養は大切である。(委員1)</p>
--	---

<p><専攻科課程></p> <p>5-5. 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。</p> <p>5-6. 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。</p> <p>5-7. 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。</p> <p>5-8. 成績評価や単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。</p> <p><専攻科課程></p> <p>5 - 5 - 準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。</p> <p>5 - 5 - 教育の目的に照らして，授業科目が適切に配置され，内容的な体系性が確保されているか。</p> <p>5 - 5 - 授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。</p> <p>5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され，事前に行う準備学習，教育方法や内容，達成方法と評価方法の明示など内容が適切に整備され，活用されているか。</p> <p>5 - 5 - 学問的動向，社会からの要請等に対応した教育課程の編成（インターンシップによる単位認定，補充教育体制の整備など）となっているか。</p> <p>5 - 6 - 教育の目的に照らして，講義，演習，実験，実習などの各種授業方法・形態が適切であるか。</p> <p>5 - 6 - 教育内容に応じて，学生の授業に対する理解を助け，意欲の増進を図るために，教材や授業方法・形態の工夫（少人数授業，情報機器を活用した授業など）がなされているか。</p> <p>5 - 6 - 創造性を育む教育方法（PBLなど）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。</p> <p>5 - 7 - 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（技術職員などの教育的機能の活用，複数教員指導体制や研究テーマ決定に対する指導など）が行われているか。</p> <p>5 - 8 - 成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され，学生に周知されているか。</p> <p>5 - 8 - 成績評価基準や修了認定基準に従って，成績評価，単位認定，修了認定が適切に実施されているか。</p> <p>趣旨</p> <p>教育内容及び方法は，高等専門学校教育の質の保証を行う上で，根幹的な部分です。</p> <p>各学校の教育内容及び方法は，高等専門学校設置基準に示された，一般的に高等専門学校に求められる内容を満たすものであると同時に，その学校の教育の目的を体現するものである必要があります。</p> <p>教育課程については，教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準において適切であることが必要です。また，教育課程を展開するにふさ</p>	<p><専攻科課程></p> <p>5 - 5 -</p> <p>科目内容の体系性（5 - 5 ， ）について，工学では科目名と内容がよく対応しているのので，科目の内容の体系まで証明する必要はないのではないか。（対象校1・委員1）</p> <p>「教育課程の編成の趣旨」が何を示すか分からない。その学校で作成する（あるいは作成した）ものか，その場合，5 - 5 - で問うている体系性の確保と同じ内容になってしまう。設置基準の第四章第十七条などをさすのであれば，直接設置基準・・・と記載されたい。（委員1）</p> <p>5 - 5 -</p> <p>シラバスの考え方や掲載すべき項目を機構として定義するのか，あるいは例示にとどめるのかなどについて，議論の必要がある。（委員2）</p> <p>シラバスのあり方を1～3年次・4～5年次・専攻科で分けてとらえるべき。（委員1）</p> <p>「達成方法」について，「達成目標」の方が適切ではないか。（委員1）</p> <p>「シラバスが作成され，・・・適切に整備され，活用されているか。」について，「シラバスは教育課程の編成の趣旨に沿って作成されているか。その内容は，学生が事前に行う準備学習，教員の教育方法や・・・整備されているか。学生はそれを活用しているか。」のように文を区切られたい。（委員1）</p> <p>5 - 5 -</p> <p>例示として掲げている「補充教育体制」の意味が分かりかねる。補習授業を対象としているのであれば，専攻科課程では必要ないと思われる。（委員1）</p> <p>5 - 6 -</p> <p>「各種授業方法・形態が適切であるか」について，一部教員の個人的努力・試みによる実例と，一部組織的な試みの総和として評価しているが，現状の判断では何かあれば良しとしているきらいを感じる。（委員1）</p> <p>各種授業方法・形態についてまとめて問うているが，観点を分割するなど内容ごとに分ける必要があるのではないか。（委員1）</p> <p>「各種授業方法・形態が適切であるか」という問いは困る。どういう方法・形態が適切か示してもらえないと答えられないのではないか。（対象校1）</p> <p>5 - 6 -</p> <p>専攻科課程は人数が少ないので，例示として掲げている「少人数授業」を削除した方が適切である。（委員1）</p>
---	---

<p>わしい授業形態，学習指導法等が整備されていることが必要です。</p> <p>さらに，学生が取得する単位や称号は，学校が意図した教育の目的のもとで学生が獲得した知識・技術等に対して，認定・授与され，学校は組織として自らが認定・授与した単位，称号の通用性について保証することが求められています。各学校は，そのような観点から，成績評価や単位認定，修了認定を適切に実施し，学修の成果を有効なものとするのが求められます。</p> <p>また，高等専門学校においては，人間の素養を涵養するための適切な取組が行われていることも必要です。</p> <p>なお，本基準には，学科及び専攻科で，その特性に応じて，それぞれ別の基準が定められています。</p> <p>【シラバス】 各授業科目の詳細な授業計画。一般に，大学の授業名，担当教員名，講義目的，各回ごとの授業内容，成績評価方法・基準，準備学習等についての具体的な指示，教科書・参考文献，履修条件等が記載されており，学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるもの。また，学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに，教員相互の授業内容の調整，学生による授業評価等にも使われる。</p> <p>【インターンシップ】 学生が在学中に自らの専攻，将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度。</p> <p>【PBL】 Problem based Learning または Project based Learning の略で，実社会で役に立つプロジェクト課題を学生にグループ単位で与え，その課題を達成するためのアイデアの創出，計画立案，実現等を学生自身に遂行させることにより，学生の学習意欲，知識の活用能力，計画立案・遂行能力，ディベート能力，プレゼンテーション能力，組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法。</p>	<p>5 - 6 - 「創造性を育む教育方法（PBL）など」の工夫」に対して，「インターンシップの活用」についても「を育む」などの修飾語が必要。（委員1）</p> <p>5 - 8 「成績評価基準」をどのように設定するか検討が必要である。（委員1）</p> <p>5 - 8 - 「成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され」の意味が不明であり，理解できるような表現にすべきである。（対象校1）</p> <p>「組織として策定され，学生に周知されているか。」について，「組織として策定されているか。学生に周知されているか。」のように文を区切られたい。（委員1）</p>
---	--

現行基準	対象校・委員からの意見集約
<p>基準6 教育の成果</p> <p>6-1. 教育の目的において意図している、学生に身に付けさせる学力、資質・能力や養成する人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。</p> <p>基本的な観点</p> <p>6 - 1 - 各学年や卒業（修了）時などにおいて学生に身に付けさせる学力や資質・能力，養成する人材像について，単位取得，進級，卒業（修了）時の状況，就職や進学といった卒業・修了後の進路の状況及び資格取得の状況などの面，あるいは卒業研究，卒業制作などの内容・水準の面から判断して，教育の実績や効果が上がっているか。</p> <p>6 - 1 - 学生が行う授業評価結果や学習達成度評価等から判断して，学校の意図する教育の効果が上がっているか。</p> <p>6 - 1 - 卒業（修了）生や進路先などの関係者から，卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。 また，その結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。</p> <p>趣旨</p> <p>高等専門学校教育の目的において，教育活動によって学生がどのような知識，技術，態度を身につけ，どのような人材となることを意図しているのかという点は，極めて重要です。高等専門学校教育等に関する各種の取り組みが計画通りに行われ，実績を上げていることは重要ですが，最終的にはこれらの取り組みの成果は学生が享受すべきものであり，学校は学生が享受した，あるいは将来的に享受するであろう教育の成果を，適切な情報をもとに正確に把握しなければなりません。</p>	<p>全般に関して</p> <p>準学士課程と専攻科課程を分割して自己評価及び審査すべきではないか。（委員1）</p> <p>Outcomesについて，何を以って客観的に評価するか難しい。就職率等については高専間の差はあまりないのではないかと。学生の満足度で判断する場合でも，調査方法等によっては主観的なものとなる可能性もある。教育成果の客観的評価や具体的な数値評価は難しく，有効な方法があったら教示願いたい。（対象校1・委員2）</p> <p>落ちこぼれの学生（留年生や退学生）をどのようにフォローしているかを問うことも必要と思われる（教育責任の一つの課題）。（委員1）</p> <p>教育の成果がそのままアンケート結果に表れない場合がある。すなわち，成果が現れるまでに時間がかかるような場合の評価の仕方を考えるべきである。（対象校1）</p> <p>教育成果としてのアンケート結果はそのフィードバック状況（教育にどのように生かされているか）の評価を重視するべきである。（委員1）</p> <p>「近年の高い就職率と留年者数の減少から，教育の実績や効果が上がっていると判断できる」と評価しているにも係わらず，改革前に入学した学生を対象にして「卒業研究，卒業制作の水準について問題が残る」としてC判定を下したり，教育の成果を見ると言う口実で習熟度教育の最低クラスを抜き打ち的にチェックするというやり方を取るべきではないのでは。改革前の入学生の状況と改革後の入学生の比較をトップレベルの学生について行えば，如何に変革されたかがよく分かるのではないかと。調査の仕方でも何でも評価できるシステムでは不十分である。（委員1）</p> <p>6 - 1 - 観点の記述は多項目にわたりすぎて分かりにくい。観点を分割するなど，内容を精査し，表現を再考すること。（委員4）</p> <p>以下，提案2例。</p> <p>退学割合に関わる観点の設定があっても良いのでは。（例）入学時に受け入れた学生の退学割合から考えて，きめ細かな教育が行われていると判断できるか。（学校によっては退学率に大きな違いがあると聞く。入学時の定員管理も大切かもしれないが，退学割合が大きければ改善を求めることも必要ではないか）。</p> <p>卒業論文，卒業制作ならびに就職，進学に関する教育の成果に関する観点 資格取得，各種コンペの受賞実績に関する観点到に分ける。</p> <p>あるいは 単位取得，進級，卒業（修了）時の状況 就職や進学といった卒業・修了後の進路の状況及び資格取得の状況などの面</p>

	<p>卒業研究，卒業制作などの内容・水準の面</p> <p>教育成果の一つに資格取得を問うているが，その資格が高専生に適切であるかどうか検討する必要があると思われる。（委員１）</p> <p>6 - 1 - 6 - 1 - との文章の統一を図るため，「学生による授業評価や学習達成度評価などの取組を実施しているか。また，その結果から判断して，教育の効果や成果が上がっているか。」とされたい。（委員１）</p> <p>当該観点は9 - 1 - と内容の重複がある。（委員１）</p> <p>学生自身が行う達成度評価は，学生が自身をどれだけ客観視できるかという点でやはり違和感を覚える。当該観点は削除されたい。（委員１）</p> <p>「効果が上がっているか」という問いであるが，これらについては簡単に結果が出るとは思えない。（対象校１）</p> <p>6 - 1 - 卒業生アンケートは全体的評価であり具体性が乏しいためその必要性と内容が再考されるべきではないだろうか。（対象校１・委員１）</p> <p>「効果が上がっているか」という問いであるが，これらについては簡単に結果が出るとは思えない。（対象校１）</p>
--	---

現行基準	対象校・委員からの意見集約
<p>基準7 学生支援等</p> <p>7-1. 学習を進める上での履修指導，学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制が整備され，機能していること。また，学生の課外活動に対する支援体制等が整備され，機能していること。</p> <p>7-2. 学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言，支援体制が整備され，機能していること。</p> <p>基本的な観点</p> <p>7-1-1 学習を進める上でのガイダンス等が整備され，適切に実施されているか。</p> <p>7-1-1 学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され，機能しているか。</p> <p>7-1-1 自主的学習環境（自主学習スペース，図書館等）及び厚生施設，コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され，効果的に利用されているか。</p> <p>7-1-1 資格試験や検定試験受講，外国留学のための支援体制が整備され，機能しているか。</p> <p>7-1-1 特別な支援が必要な者（留学生や編入学生，社会人学生など）に対する学習支援体制が整備され，機能しているか。</p> <p>7-1-1 課外活動，学生会等の学生の組織的活動に対する支援体制が整備され，機能しているか。</p> <p>7-2-1 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され，機能しているか。</p> <p>7-2-1 特別な支援が必要な者（留学生，障害を持つ学生など）への生活面での支援が適切に行われているか。</p> <p>7-2-1 学生寮が学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。</p> <p>7-2-1 進路指導を行う体制が整備され，機能しているか。</p> <p>趣旨</p> <p>学生は，高等専門学校で学習をする上で，また生活をする上で，様々な問題に直面します。学生は自らの努力のみですべての問題を解決することは困難であり，学校としての適切な支援が必要です。</p> <p>学生が抱える問題としては，授業の履修，学習に関する問題，生活，就職に関する問題，ハラスメントなどが考えられ，これらの問題への相談・助言体制などの対応が要求されます。</p> <p>その一方で，授業外での知識資源へのアクセスを含め，自己学習への施設・設備面での支援や，学習者コミュニティの形成支援，経済的就学困難に関する援助などが考えられ，これらもまた，学生支援として必要な要素です。</p> <p>また，留学生，社会人学生，障害を持つ学生などに対して適切な支援を行っていくことも必要です。</p> <p>これらの支援を効果的に行うためには，学生支援に関する明確な目的を設定し，質量ともに適切な人員及び施設，設備を配置し，それらを組織的に機能させることが必要となります。学生の抱える問題や，学習のためのニーズは多種多様です。特別な支援が必要な者</p>	<p>全般に対して</p> <p>大学の教員のように，研究室を空ける機会の多いケースではオフィスアワーは必要であろうが，高専教員においても，オフィスアワーを設定する必要性があるのか？高専教員は，空いた時間は殆ど実質的なオフィスアワーであって学生のフォローに追われているのが現状である。（対象校1）</p> <p>高専設置基準には，「教育内容を学術の進展に即応させるため，必要な研究が行われるよう努める」とあり，研究は教育の質を低下させないために行うものである。それ故，研究時間の確保という一面をもつオフィスアワーの設定は重要である。</p> <p>また，教師と学生に義務と権利の意識を持たせるためにもオフィスアワーの設定は必要である。課外活動の支援は必要であるが，土日であっても駆り出される教職員へのケアがされているか懸念される。（委員2）</p> <p>オフィスアワーの実施状況は把握しにくい。高専によっては「いつでもオフィスアワー」の体制をとっており，高専の現状から判断してそれを可とし評価したが，そのままでの意見が分かれる。（委員1）</p> <p>学生支援について，数値（例：相談件数など）として表れる部分はもちろんのこと，数値として表れにくい支援（例：廊下で出会ったときに教員が学生に声をかけてあげる，特に相談や悩みがあるとき以外でも研究室で学生がリラックスできるような時間を設定してあげる，英検やTOEICの指導を授業，講座，オフィスアワーなど以外の時間にマンツーマンで行うなど）が非常に大切である。そこで，面談等を利用してそのような数値として表れにくい学生支援の実態がどのようになっているのかをしっかりと評価していただきたい。（対象校1）</p> <p>学生支援は教職員に過重な勤務を要求する 경우가多い。担任，クラブ顧問，主事補佐等の勤務実態に関する基準（観点）を設けるなど対策が必要と思われる。（対象校1）</p> <p>高専独自で国際交流協定などを持つためには，日本側の国際交流団体や自治体，相手国側の国家，省，市，教育委員会，学校等々と交渉を持たなければならない。留学生受入に至る背景も踏まえて評価を与えるべきではないか。併せて，留学生受け入れ後の地域住民，保護者，教職員によるホームステイ等の各種支援等についての評価も必要ではないか。（対象校1・委員1）</p> <p>寮施設は，地方の高専にとって重要である。寮の設備，運営方法，寮費など，多角的に評価すべきである。特に運営については，単に形だけでなく，真に学生のために役立っているか，効果が上がっているかを評価する必要がある。寮も教育の場であると捉え，寮監をおくだけでは不十分で，教員自ら宿直して学生指導に当たることが重要である。これらの点をもっと評価すべきである。（対象校1・委員1）</p>

<p>(留学生, 社会人学生, 障害を持つ学生など)はもちろんのこと, 一般学生も多様化しているために, 学生のニーズを把握する取り組みも必要です。</p>	<p>7 - 1 「機能している」状態の定義が曖昧であり, 評価を困難にしている。「体制が整備され, 機能していること。」について, 「体制が整備されていること。」とされたい。(委員 1)</p> <p>7 - 1 - 「ガイダンス等が整備され, 適切に実施されているか。」について, 「ガイダンス等が整備されているか。適切に実施されているか。」のように文を区切られたい。(委員 1)</p> <p>ガイダンスの整備・適切な実施のみならず, その効果までを評価していた場合とそうでない場合が見つけられた。(委員 1)</p> <p>7 - 1 - 「体制が整備され, 機能しているか。」について, 「体制が整備されているか。機能しているか。」のように文を区切られたい。(委員 1)</p> <p>7 - 1 - 「生活環境等が整備され, 効果的に利用されているか。」について, 「生活環境等が整備されているか。効果的に利用されているか。」のように文を区切られたい。(委員 1)</p> <p>7 - 1 - 「機能している」状態の定義が曖昧であり, 評価を困難にしている。「体制が整備され, 機能しているか。」について, 「体制が整備されているか。」とし, 常時機能している状態にあるかという視点で評価することとされたい。(委員 1)</p> <p>「支援体制が整備され, 機能しているか。」について, 「支援体制が整備されているか。機能しているか。」のように文を区切られたい。(委員 1)</p> <p>7 - 1 - 「機能している」状態の定義が曖昧であり, 評価を困難にしている。「支援体制が整備され, 機能しているか。」について, 「体制が整備されているか。」とされたい。(委員 1)</p> <p>「支援体制が整備され, 機能しているか。」について, 「支援体制が整備されているか。機能しているか。」のように文を区切られたい。(委員 1)</p> <p>7 - 1 - 「支援体制が整備され, 機能しているか。」について, 「支援体制が整備されているか。機能しているか。」のように文を区切られたい。(委員 1)</p> <p>7 - 2 「機能している」状態の定義が曖昧であり, 評価を困難にしている。「体制が整備され, 機能していること。」について, 「体制が整備されていること。」とされたい。(委員 1)</p>
--	---

	<p>7 - 2 - 「体制が整備され、機能しているか。」について、「体制が整備されているか。機能しているか。」のように文を区切られたい。(委員1)</p> <p>7 - 2 - 学生寮のみならず、下宿生における生活面や勉学支援の状況についても検討する必要があると思われる。(委員1)</p> <p>前後の観点の表記と統一を図るため、「...学生の生活及び勉学の場として整備され、有効に機能しているか。」とされたい。(委員1)</p> <p>7 - 2 - 「体制が整備され、機能しているか。」について、「体制が整備されているか。機能しているか。」のように文を区切られたい。(委員1)</p>
--	--

現行基準	対象校・委員からの意見集約
<p>基準 8 施設・設備</p> <p>8-1. 教育課程に対応して施設，設備が整備され，有効に活用されていること。</p> <p>8-2. 図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。</p> <p>基本的な観点</p> <p>8 - 1 - 学校において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備（校地，運動場，教室，研究室，実験・実習室，演習室，情報処理学習のための施設，語学学習のための施設，図書館等さらには職業教育のための練習船等の設備等）が整備され，有効に活用されているか。</p> <p>8 - 1 - 教育内容，方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され，有効に活用されているか。</p> <p>8 - 2 - 図書，学術雑誌，視聴覚資料等が適切に整備され，有効に活用されているか。</p> <p>趣旨</p> <p>この基準では，高等専門学校の目的及び目的に沿って編成された教育課程の実現に必要な施設・設備が，学生，教員，職員等の関係者の利用のために十分に整備され，機能しているかどうかを評価します。</p> <p>教室，研究室，実験・実習室，演習室，情報処理学習のための施設，語学学習のための施設については，それらが講義等に使用される場合には，使用する学生数，教育内容，教育方法等を検討し，それが必要とされる能力（収容力，性能等）を有し，また有効に活用されていないければなりません。また，学生による学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集され，かつ実用に供していなければなりません。これらは同時に，学校の有する資産として，メンテナンスやセキュリティについても管理されていないければなりません。</p>	<p>全般について</p> <p>本校は実験実習棟の老朽化が大きな問題と考え「一部問題がある」と自己評価したが，「相応である」と評価が変更となった。全体的に施設等が整備されているとの分析からの評価と考えられるが，その根拠・判断基準が不明確と考える。（対象校 1）</p> <p>高専教員の実験スペースの基準がそもそも狭小である。特に，理数系一般科目の教員が実験研究する場所が高専には十分でない。評価する際には，この点を配慮してほしい。（対象校 1）</p> <p>施設・設備は設置者の経済状況に直接的に影響されるもので，設置者の姿勢が評価されるものと考ええる。（対象校 1）</p> <p>8 - 1 - 「整備され，有効に活用されているか。」について，「整備されているか。有効に活用されているか。」のように文を区切られたい。（委員 1）</p> <p>教育上頻繁に使用される基本的な施設・設備と学生サービス面でのそれとに観点を分割した方が良いのではないか。（委員 1）</p> <p>8 - 1 - 情報セキュリティ関係の事項についても観点到盛り込む必要があるかどうか検討が必要ではないか。（委員 1）</p> <p>「整備され，有効に活用されているか。」について，「整備されているか。有効に活用されているか。」のように文を区切られたい。（委員 1）</p> <p>8 - 2 - 「図書館に必要な専門的職員その他の専任の職員を置く」という，設置基準上の要請をいれる必要があるのではないか。（委員 1）</p> <p>洋書と論文誌の整備については，どの程度の整備水準で以て基準を満足するのか，専攻科の設置有無別による目安を設けるべきではないか。（対象校 1・委員 1）</p> <p>「整備され，有効に活用されているか。」について，「整備されているか。有効に活用されているか。」のように文を区切られたい。（委員 1）</p>

現行基準	対象校・委員からの意見集約
<p>基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム</p> <p>9-1. 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。</p> <p>9-2. 教員の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。</p> <p>基本的な観点</p> <p>9 - 1 - 教育の状況について、評価を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。</p> <p>9 - 1 - 授業評価や満足度評価、学習環境評価等、学生の意見の聴取が行われており、学生による評価結果が教育の改善に反映されているか。</p> <p>9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じられているか。</p> <p>9 - 1 - 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。</p> <p>9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、組織として適切な方法で実施されているか。</p> <p>9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。</p> <p>趣旨</p> <p>教育等の目的を達成するためには、教育の質の向上や継続的改善が必要となります。そのためには、教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備されており、実際の取組が行われ、機能していることが求められます。仮に現状のままでも十分に教育目的を達成することが予想される場合においても、外的環境の変化等への対応として、学校内外の関係者の意見を取り入れた評価を行うことが必要です。</p> <p>また、この基準では、教材、学習指導法に係る研究開発が適切に行われているか、ファカルティ・ディベロップメント) が適切に行われているかなど、基準1に定めた高等専門学校のために沿って、不断に適切な教育活動の質の維持・向上を図る仕組みが整備され、適切に機能しているかを評価します。</p> <p>【ファカルティ・ディベロップメント】</p> <p>教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。FDと略して称されることもある。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。</p>	<p>全般に関して</p> <p>当該基準は、基準2-2（教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。）及び基準3-3（教員等の教育活動を評価し、改善するための体制が整備され、機能していること。）の内容との重複があり、委員の議論の中でも時には混乱があった。また、授業評価アンケートを軸に基準全般を見渡せば、観点5-2- や6-1- の内容との重複もある。（委員4）</p> <p>各高専が独自に行っているユニークな教育改善システムを評価してほしい。（対象校1）</p> <p>FDについて定義が明確でない。高専の状況を踏まえて、その内容・範囲を明確にすべきである。授業をする教員個人の資質の向上なのか、授業内容の開発なのか、あるいは、教科教育に限定するのか、学生生活面や学校の管理運営にかかる事項も含むのか曖昧である。（対象校1・委員3）</p> <p>FD活動と教育へのフィードバック評価（教育効果）を重視するべきである。（委員2）</p> <p>FDの実施にあたっては、高専間の連携が必要であり、一層の充実を期待したい。例えば、先進事例の検討会を高専機構が主催することも望まれる。（対象校1・委員1）</p> <p>授業評価のアンケートについても、高専機構で共通的なフォーマットを作成して、その上で各高専において特色を出すように改訂することが必要かもしれない。（委員1）</p> <p>9 - 1</p> <p>「機能している」状態の定義が曖昧であり、評価を困難にしている。「取組が行われており、機能していること。」について、機能しているかどうかは9-2で確認できるので、9-1においては取組までを確認することとし、「取組が機能的に行われていること。」とされたい。（委員1）</p> <p>9 - 1 -</p> <p>「教育の状況について、評価を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。」よりも、「教育の状況について、評価を実施できる体制が整備され、適切に機能しているか。」の方がわかりやすいのではないかと。（対象校1）</p> <p>「機能している」状態の定義が曖昧であり、評価を困難にしている。「整備され、機能しているか。」について、「整備されているか。」とされたい。（委員1）</p> <p>「整備され、機能しているか。」について、「整備されているか。機能しているか。」のように文を区切られたい。（委員1）</p>

	<p>9 - 1 - 5 - 2 - , 6 - 1 - において、自己評価実施要項では根拠となるデータ等の例示で学生の授業評価アンケートなどを求めている。これは本観点においても同様であり、結局は同じことを問うことになるので、整理が必要ではないか。(委員3)</p> <p>「教育の改善に反映されているか。」よりも、「教育の改善に反映される手段がとられているか。」の方がわかりやすいのではないか。(対象校1)</p> <p>「意見の聴取が行われており、・・・教育の改善に反映されているか。」について、「意見の聴取が行われているか。・・・教育の改善に反映されているか。」のように文を区切られたい。(委員1)</p> <p>9 - 1 - 「システムが整備され、・・・方策が講じられているか。」について、「システムが整備されているか。・・・方策が講じられているか。」のように文を区切られたい。(委員1)</p> <p>9 - 1 - 自己評価の根拠となるデータ等について、「研究活動により得られた新しい知見等の教育内容・方法へのフィードバック状況、具体的改善方策の内容等(教育課程や授業方法の改善例など)」のほかに、「卒業研究、特別研究などの教育効果、成果」など、もう少し用意すべきデータを加えてほしい。(対象校1) (自己評価実施要項の改善点へ)</p> <p>多分に精神的要素が大きく、具体的事例はごく一部の授業での紹介、自作教科書の一部にしか現れなくても、それで良しとして評価するのか。(委員1)</p> <p>「教育の質の改善に寄与しているか。」について、「教育の質の向上に寄与しているか。」とされたい。(委員1)</p> <p>9 - 2 「教員の資質の向上を図る」について、「教育の質の向上を図る」とされたい。(委員1)</p> <p>9 - 2 - 「組織として適切な方法で実施されているか。」よりも、「組織としての取組が実施されているか。」の方がわかりやすい。(対象校1)</p>
--	--

現行基準	対象校・委員からの意見集約
<p>基準 1 0 財務</p> <p>10-1. 学校の目的を達成するために、教育活動等を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。</p> <p>10-2. 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に関する計画等が策定され、履行されていること。</p> <p>基本的な観点</p> <p>10 - 1 - 学校の目的に沿った教育活動等を、将来にわたって適切かつ安定して遂行するために必要な資産を有しているか。また、経常的収入が確保されているか。</p> <p>10 - 2 - 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な計画等が策定され、関係者に明示されているか。</p> <p>10 - 2 - 学校の目的を達成するため、教育活動(施設・設備の整備を含む)に対し、校内において明示された方針に基づいて適切な資源配分がなされているか。</p> <p>趣旨</p> <p>高等専門学校は活動は財務の裏付けがなければ成立しません。教育活動等を組織として将来にわたって適切かつ安定的に提供するためには、安定した財務基盤が必要になります。</p> <p>また、高等専門学校は各種財源から収入を得て、それを管理し、学校の目的に応じて配分しますが、その際には、明確な計画、配分の方針等が設定され、履行されていなければなりません。</p>	<p>全般に関して</p> <p>学校の目的に沿った教育活動等を将来にわたって適切かつ安定して遂行するためには、補助金・交付金等が削減される方向にある以上、人件費の抑制が必須であるが、単なる人件費カットでは、競争力の低下になることは明らかである。「競争的原理を取り入れた人事・給与政策について、計画が策定され、履行されていること」といった観点も必要ではないか。(対象校 1・委員 1)</p> <p>私立学校も参加して行われている評価である以上、教育を支える教職員の任用数、福利厚生サービス、教育プログラム、教育研究活動等が収支バランスを考慮してなされているかという観点からの評価も必要ではないか。また、適性学費や学費減免等の措置についても評価すべきではないか。(対象校 1・委員 1)</p> <p>1 0 - 1 - 「将来にわたって」という表現よりは「将来を視野に置いて」の方が妥当ではないか。(委員 1)</p> <p>外部資金の導入についても当該観点で問う事項として盛り込む必要はないか。(委員 1)</p> <p>1 0 - 2 - 下線部のとおり修正されたい。 「学校の目的を達成するために、<u>活動の財務上の基礎として、適切な収支に関する計画等が策定され、校内の関係者に明示されているか</u>。」(委員 1)</p>

現行基準	対象校・委員からの意見集約
<p>基準 1 1 管理運営</p> <p>11-1. 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。</p> <p>11-2. 学校の目的を達成するために、外部有識者の意見が適切に学校運営に反映されていること。</p> <p>11-3. 教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。</p> <p>基本的な観点</p> <p>1 1 - 1 - 学校の目的を達成するために効果的な意思決定が行える態勢となっているか。</p> <p>1 1 - 1 - 校長の補佐体制が整備され、機能しているか。</p> <p>1 1 - 1 - 管理運営のための組織並びに事務組織が学校の目的を達成するために適切な機能を果たしているか。</p> <p>1 1 - 1 - 管理運営の諸規定が整備されているか。</p> <p>1 1 - 2 - 外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。</p> <p>1 1 - 3 - 自己点検・評価（や第三者評価）が教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備等の総合的な状況に対して適切に行われ、かつ、それらの評価結果が公表されているか。</p> <p>1 1 - 3 - 評価結果によって具体的な改善を行うシステムが整えられ、機能しているか。</p> <p>趣旨</p> <p>高等専門学校が教育等の目的の達成に向けて組織として機能するためには、管理運営組織が教育等の活動を支援、促進させるために有機的に機能しなければなりません。各構成員の責務と権限が明確に規定され、滞りなく効果的な運営がなされる必要があります。また、外部有識者の意見が反映され、組織として効果的な意思決定がなされる必要があります。</p> <p>また、高等専門学校は、学校教育法及び高等専門学校設置基準等において、自ら点検及び評価を行うことが定められています。基準 9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」では、教育活動の改善システムを評価しますが、本基準においては、学校全体の活動及び活動の成果に関して自ら対象となる項目を設定し、自己評価を行い、継続的に改善を行うための体制が整備され、機能していること、そして自己評価の結果が公表されていることを評価します。</p>	<p>全般に関して</p> <p>現状の管理運営体制は管理職に大きな犠牲を強いることになっている。歴史的経過の結果としての現状であっても、余裕のある学校運営があつてこそ教育の質が高まる。(対象校 1)</p> <p>本評価において、学校改革の方法が「校長からのトップダウンと各教職員個人の努力に負うところが大きい」ことはよくないと評価されている。世の中では、改革はトップダウンで行わなければいけないことは当然のこととされており、評価の方向性が逆である。システム化にこだわることは、間違つた判断につながることも考慮して頂きたい。(対象校 1・委員 1)</p> <p>「教員による校長の教育研究管理に対する評価などの取組を実施し、学校運営の改善に反映されているか」という視点を観点に加えられたい。事務職員についても、同様の視点で評価することが必要である。(委員 1)</p> <p>教員のオーバーロード、精神衛生等に関して、組織として配慮・支援しているかという視点からの観点設定が必要である。(委員 1)</p> <p>諸規定が整備されているのみならず、これらを制定するプロセスを問う必要がないか議論が必要ではないか。校長の権限で組織規定を 1 日で作成、破棄できる現状がある。(委員 1)</p> <p>1 1 - 1</p> <p>「機能している」状態の定義が曖昧であり、評価を困難にしている。「整備され、機能していること。」について、「整備され適切に運営されていること。」とされたい。(委員 1)</p> <p>1 1 - 1 -</p> <p>校長の補佐体制の範囲を少し明確にするほうが望ましい。(国立高専では全てについて校長権限となっており、中間管理者がいないため補佐範囲が明確でない。)(委員 1)</p> <p>「機能している」状態の定義が曖昧であり、評価を困難にしている。「整備され、機能しているか。」について、「整備され適切に運営されているか。」とされたい。(委員 1)</p> <p>「整備され、機能しているか。」について、「整備されているか。機能しているか。」のように文を区切られたい。(委員 1)</p> <p>1 1 - 3 -</p> <p>基準 9 と基準 1 1 に配当されている観点については全体的な見直しが望ましい。特に当該観点と 9 - 1 - は良く似ており、整理する必要がある。(委員 1)</p> <p>「機能している」状態の定義が曖昧であり、評価を困難にしている。「システムが整えられ、機能している</p>

	<p>か。」について、「システムが整えられ、機能的に運営されているか。」とされたい。(委員1)</p> <p>「システムが整えられ、機能しているか。」について、「システムが整えられているか。機能しているか。」のように文を区切られたい。(委員1)</p>
--	--

現行基準	対象校・委員からの意見集約
<p>(選択的評価事項)</p> <p>独立行政法人大学評価・学位授与機構の行う認証評価は、主として高等専門学校が正規の課程における教育活動及びそれを支援する活動を対象としています。しかし、これで高等専門学校のすべての活動を包含しているわけではありません。高等専門学校にとって研究活動は、教育活動とともに主要な活動の一つです。さらには、知的資産を有する高等専門学校は、社会の一員として、地域社会、産業界と連携・交流を図るなど、教育、研究の両面にわたって知的資産を社会に還元することが求められており、実際にそのような活動が広く行われています。</p> <p>そこで、「評価結果を各高等専門学校にフィードバックすることにより、各高等専門学校の教育活動等の改善に役立てること」「高等専門学校の教育活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと」という評価の目的に鑑み、基準11までの正規課程における教育活動及びそれを支援する活動以外の各種の活動を評価するための枠組みとして、「研究目的の達成状況」と「正規課程以外の教育サービスの状況」の2つの基準を選択的基準として設定しました。この選択的基準は、高等専門学校が行う活動が学校の目的に照らして学校自らが重要とみなす場合に限り、高等専門学校の申請に基づき選択的基準として評価を行います。</p> <p>なお、選択的評価事項は、他の基準とは異なり、満たしているかどうかの評価ではなく、評価事項に関して各学校が有する目的の達成状況等について、基準に照らして評価します。</p> <p>「研究目的の達成状況」では高等専門学校で行われる研究活動及びそれを支援する活動が対象となり、高等専門学校が有する研究目的が達成されたか否かによって評価されます。高等専門学校の研究活動から派生した産業界との研究連携や、地域貢献等の社会的効果は、この基準に該当する活動です。一方、「正規課程以外の教育サービスの状況」は、正規の学生以外を対象とした教育活動及びそれを支援する活動が対象となり、高等専門学校が有する教育サービスの目的が達成されたか否かによって評価されます。公開講座の実施、学校（施設）開放など、広く高等専門学校が有する資産を正規学生以外に提供する活動が、この基準に含まれます。</p>	<p>「選択的評価事項」という分類名が、基準1～11との関連を示唆しないために、この項目は作業の流れに乗り難い。別名を考えた方がよい。(対象校1)</p> <p>各学校独自の基準・観点を設定できるようにすることも必要ではないか。(委員1)</p>

現行基準	対象校・委員からの意見集約
<p>(選択的評価事項)</p> <p>基準 研究目的の達成状況 研究の目的を達成するため必要な体制が整備され、機能しており、研究目的に沿った活動の成果が上がっていること。</p> <p>基本的な観点</p> <p>1 - 研究の目的に照らして、研究体制が適切に整備され、機能しているか。</p> <p>1 - 研究の目的に沿った成果が上げられているか。</p> <p>1 - 研究活動等の実施状況や問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。</p> <p>趣旨</p> <p>高等専門学校は、大学や短大と並ぶ高等教育機関として、「知」の時代における現代社会に対して、個性ある多様な人材の供給に、独自の貢献を果たしています。各高等専門学校における研究活動は、その教育の質を保障する上での、重要な手段として位置づけられているとともに、日本の各地域に設置されている高等専門学校は、それぞれの地域において、重要な知的情報の発生源でもあり、研究活動を通して地域に貢献することへの期待もあります。</p> <p>各高等専門学校においては、それぞれの置かれた状況に応じて、研究目的やそれを実施するための方策を掲げており、ここでは、高等専門学校における研究目的に沿った実施体制や、その成果等について評価を行います。</p>	<p>全般に関して</p> <p>国際的レベルの研究や産官学による地域貢献について、これらに係わるスタッフの力量や研究成果を正しく評価できるシステムにすべきでは。学生指導だけで研究の成果を問うている本評価システムは不十分である。(対象校1・委員1)</p> <p>高専では研究を如何に教育に生かしているかを評価するべきである。(委員1)</p> <p>国立高専に対しては、対象校が設定した目的別に評価することとし、目的ごとに対応する観点を設定させたほうが評価の焦点が絞られるのではないか。(委員1)</p> <p>個人的研究と組織的研究とに分けて観点を立てる必要があると思われる。(委員1)</p> <p>1 - 「機能している」状態の定義が曖昧であり、評価を困難にしている。「整備され、機能しているか。」について、「整備され適切に運営されているか。」とされたい。(委員1)</p>

現行基準	対象校・委員からの意見集約
<p>(選択的評価事項)</p> <p>基準 正規課程以外の教育サービスの状況 学校の目的に照らして、正規課程以外の教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること</p> <p>基本的な観点</p> <p>1 - 教育サービスの目的に照らして、公開講座等の正規課程以外の教育サービスが計画的に実施されているか。</p> <p>1 - サービス享受者数やその満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。</p> <p>趣旨</p> <p>高等専門学校は、現代社会において、社会の各分野で活躍できる優れた人材の養成をはじめ、社会の高度化・複雑化に伴う職業能力向上のニーズ、国民のゆとりや価値の多様化に伴う幅広い年齢層における生涯学習ニーズの高まり、地域貢献への要請などに対応し、体系的かつ継続的な学習の場として、より社会に開かれた学校となることが求められてきています。各学校は、実際に、これらのニーズや学校の置かれた状況を踏まえ、社会に対して様々な教育サービスを実施しています。</p> <p>正規の課程に在籍する学生以外の者に対する教育活動及び学習機会の提供には、科目等履修生制度、聴講生制度、公開講座、資格関係の講座、各種の研修やセミナーの開設等の教育活動のほか、図書館開放のような学習機会の提供などが挙げられます。このほかにも各学校において様々な活動が行われていますが、どのような活動を評価対象とするかは、学校の設定した教育サービスの目的の内容に拠ります。</p> <p>この基準では教育サービスの目的が達成されたかについて、目的と計画の周知、計画に基づく実際の活動内容、成果、さらに改善のためのシステムを観点として評価を行います。</p>	<p>全般に関して</p> <p>「正規課程以外の教育サービス」という当該評価事項の定義が曖昧である。正規課程以外の学生に対するサービスなのか、学外者に対するサービスなのか不明確である。(対象校1・委員1)</p> <p>地域貢献という視点からの観点設定も必要ではないか。(委員1)</p> <p>殆どの高専では教育システム、学校とは離れたところで、各教員が独自に活動している場合が多く、この種の活動をどう評価するのか。(対象校1)</p> <p>課外活動、寮生活、ボランティア活動、学園祭などについても、当該評価事項の対象となるのではないか。(委員1)</p> <p>教育サービスは非常に良いことであるが、悪くすると学校関係者(責任者)からの強制のみの取組も生じており、教員のオーバーロードの歯止めや労働基準関係の視点からの観点も必要ではないか。(委員1)</p> <p>大学等との制度面の相違点等を十分把握した上で評価判断基準を作ることが必要と考える。どのレベルに判断基準を持っているのか、質疑や見学などを通しての意見交換の中で感じた。(対象校1)</p>

2. 評価実施体制について

評価委員，専門委員に高専職員の比重が多すぎる。特に当該年度に評価を受ける側の者が入っているのは公正，公平の観点からみて如何か。出来れば第三者的立場の者の比重をもう少し増やすなり，専門家が必要なら高専退職校長を充てるなどの考慮が本格実施では必要ではないか。勿論，当該校に関係の深い者を除くのは当然のこととして，公正さが確保されなければならない。(委員1)

高専校長および元高専教授の占める割合が16名中9名となっているだけでなく，同一法人の校長が6名もいるという組織であるから，校長自身の責任そのものに係わる評価が十分できないし，財務や管理運営等の法人に係わる評価もやりにくいのではないか。(委員1)

評価担当者の属性(国公立)に配慮すべき。(委員1)

私立や公立に対して公正な評価を行う時は，国立以外の委員を半分以上揃えたほうがよいのではないか。(委員1)

財政的事情と直結の教職員数に係わるサービス，収入に直結する学生の受け入れ，教育研究の諸条件等々，私学独自の問題について，国立のメンバーに説明できなくては理解が不十分となり，不十分な評価を下すことになるから，私立の経営的立場にある人材をも入れて評価を行うほうがよいのではないか。(委員1)

1つの部会による担当は2校が限界。(委員1)

本調査時には，今より少数で評価を行うとなると委員のバランスが重要となる。評価部会の構成について，校長等，教授等，外部，機構側で4人など配慮が必要である。(委員1)

評価委員(専門委員も含めて)，評価部会間，及び事務局(機構側の教職員)に，評価の統一性と継続性を保つための仕組み(任期など)を考える必要がある。(委員1)

評価の具体的な進め方について評価委員に対してもっと長時間の研修が必要と思う。また，各部会の部会長・副部会長に対して，各観点の視点についてもう少し議論を深める必要があるかもしれない。(例えば，エビデンスについてどこまで求めるかなど)(委員2)

3. 自己評価実施要項・自己評価の方法・自己評価書の作成について

全般に関して

自己評価書の作成は，作業量が膨大であり教職員の負担が大きかったので，書式やフォーマット等を工夫するなど配慮されたい。また，自己評価書の作成時期について，授業期間中でなく夏季休業等に作業が行えるように配慮していただきたい。(対象校2)

自己評価書の作成に関して，対象高専へのより詳しい説明が必要。(委員1)

自己評価実施要項については特に問題はないと思うが，各高専が提出した自己評価書が当該要項で示されている内容を正確に反映していない場合が多かった。その原因はどこにあったのか把握しておいた方がよい。(委員1)

(以下「自己評価実施要項」のページに沿って)

P3

2(1)「目的」の意義

「各校の個性や特色が活かされるように考慮」について，「各校の個性や特色が記述されるように考慮」とした方が分かりやすい。(委員1)

2(2)「目的」と基準との関係

「基準との関係に留意」という意味が分かりづらい。(委員1)

P 6

3 観点ごとの自己評価 (1)

観点にかかる評価は 4 段階で行うことになっているが、評価の判断基準の目安等を詳細に提示いただきたい。(対象校 2)

4 「優れた点」及び「改善を要する点」の記述

「優れた点」、「改善を要する点」の抽出の基準を明確にして欲しい。(対象校 1)

P 9 ~ 1 0

自己評価書に「目次」が必要な旨明記し、その部分が「字数」に入るかどうかでも示して欲しい。(対象校 1)

「字数」についてはかなり神経を使ったが、字数制限を付けるのであれば何を以って字数とするか(見出しや観点名にかかる文字数を含むか否かなど)について厳格に指定する必要がある。(対象校 1)

基準毎の字数制限が全体での枠を考慮しても、実情と合わない。基準によっては索引を並べただけのようになってしまう。一方、訪問調査時の確認事項では、「詳細な説明が自己評価書に記述されていないから判断できない」とあり、整合しない。確認事項を含めて、2 段階で説明することが当初から想定されるなら、そのように明記してあれば対応できる。確認事項への回答締切り日の設定も一考が必要である。(対象校 1)

字数制限について、もう少し幅があってもいいのではないのでしょうか。(委員 1)

P 1 1

(3) 根拠となる資料・データ等の示し方

自己評価書の根拠資料は、別冊とした方が編纂及び分析しやすいと考える。(対象校 3・委員 2)

根拠資料を「要約資料」と「詳細資料」の 2 階層とし、(観点にかかる状況)の記述の中での資料は「要約資料」とし、「詳細資料」資料編としてまとめる要領書とするのが良い。(委員 1)

観点毎にすぐ後に根拠資料があるのがやはり望ましい。大部な資料は仕方ないが、単なる別添資料となればはどこを見たら良いかわからないし、観点とのつながりも不明な場合が多い。(委員 2)

自己評価書の添付されている根拠資料・データ等が充分でない場合があった。エビデンスをどの程度まで求めるのか対象校に明確に示すべき。(委員 1)

高専によって資料の出し方に凸凹があり、量と質の両面において、何かとフォーマット化できないか。(委員 1)

根拠資料には必ず作成年月日、作成部署を明記させる必要あり。不明なものがかかりあった。(委員 1)

観点到る状況と根拠理由の区別を明確に。状況はデータを使わず、根拠でデータを示すのがよい。(対象校 1)

根拠資料をどの程度載せればいいのか(冊子などの場合、表紙だけでいいのか。資料の一部だけでいいのかなど)もっと明確な指示があてたい。(対象校 1)

記載事項(文章)の全てについて証拠(資料)が必要か。また、証拠についても、例を挙げるだけで信用して欲しい。(対象校 1)

ウェブ上のものを資料とする場合、URL を記載すれば良いこととし、これを以ってエビデンスとできないか。(対象校 1)

文中の図表(資料)は、原典を加工したものとし、原典そのものは別添で添付する。(例 本文中の資料は職未定者の数のみとか留年者の率、アンケートの結果のみとする等)(対象校 1)

資料番号は観点毎に付する。また、資料の枠は不要とする。(対象校 1)

文章中の引用は電子ファイルにした方が使いやすいのではないか。(紙を使うときは通しページを使ってはどうか)(対象校 1)

自己評価書の編集に工夫の余地有り。(対象校1)

P 13 ~ 28

別紙1(基準及び自己評価の根拠となるデータ等)

根拠となるデータ等の一覧は自己評価する上で最適である。(委員1)

6 - 1 -

就職先に加えて、職種についても根拠資料とした方が教育成果を判断する上で有効であると思われる。
(委員1)

7 - 1 -

オフィスアワーについて、これは高専には必ずしも必要ない場合がある。(相談・助言の時間のようににした方が良い。)(委員1)

9 - 1 -

「研究活動により得られた新しい知見等の教育内容・方法へのフィードバック状況」、「具体的改善方策の内容等(教育課程や授業内容の改善例など)」のほかに、「卒業研究、特別研究などの教育効果、成果」など、もう少し用意すべきデータを加えてほしい。(対象校1)

10 - 1 -

当該観点の評価に当たっては、

- ・過去5年間の資産の状況
- ・過去5年間の経常的収入と経常的支出の明細表
- ・過去5年間の外部資金関係の資料
- ・過去5年間の定員・受験者数・合格者数・入学者数の推移(含む編入生・専攻生)

が必要である。(委員1)

10 - 2 -

当該観点の評価に当たっては、

- ・活動計画と予算(各部門・学科・研究室の計画から予算決定まで)(現状を示す当年度分に加え、過去・将来についてどの程度視野に入れるかは要検討)
- ・活動計画や予算の関係者への明示方法

が分かるものが必要である。(委員1)

10 - 2 -

当該観点の評価に当たっては、

- ・校内予算配分方針と資源配分の説明できるもの。(1年分~5年分)

が必要である。(委員1)

P 38

別紙4(スケジュール)

全体に分かり難い。「評価担当者研修」は「来校説明」ではなかったか。(対象校1)

4. 評価実施手引書について

全般に関して

自己評価書の審査は書面調査を主体とし、訪問調査はあくまで確認のためとしてほしい。(対象校1・委員1)
評価の当たったのマニュアルとして分かりやすく構成されていると思う。(委員2)

P 5

目的の確認

「目的」に関して、全面的な見直しを希望する。「目的に即して」評価を行うことに関して異論は無いが、「目的」があまりにも大まかなために、1 - 2 - 「目的」の周知、ならびに、1 - 2 - 「目的」の公表、につい

て、何を求めているのかが明確でない。

また、基準2以下で「目的に即して」評価を行う場合に、例えば、「知育」の成果であれば「教育目標に照らして」評価をする、「徳育」であれば「養成すべき人材像」等に照らして評価をするように明確化することが望ましい。(委員1)

評価部会ごとに配布される追加資料などは、評価実施手引書の追録とするなど、手引書の解説とかみ合うようにしていただけると、もっと理解しやす。(委員1)

5. 書面調査について

やってみて大変だった。提出された自己評価書によって相当差があるので、具体案はありませんが、よりフォーマットのなものがあるとよいと感じた。(委員1)

とにかく時間がかかりすぎる。もう少し簡素化できないか。(愚痴ですが)(委員1)

書面調査票は評価を記入しやすい形になっていたが、調査開始から提出までの期間がもう少しあると良い。(委員1)

自己評価書は妥当なボリュームであった。しかし、訪問調査時の確認事項として求める追加資料が多すぎる。(委員1)

書面調査段階で、実施要項で求めている内容が書かれていないため評価できない場面がかなりあった。対象校には要項どおりに書いてもらうようにしなければならない。こちらが要求して資料の再提出を求める場面が多かった。(委員1)

自己評価書の構成について、評価委員が読みやすいように工夫して欲しい。(委員1)

書面調査段階での疑問は、評価部会取りまとめ役から直接、対象校へ問い合わせの方が時間の節約になる。訪問調査の前に、できるだけ疑問点を消しておく方が良い。(委員1)

不足観点(あるいはそれに付随するデータ、資料等)の有無は、すべての基準に対してある程度の評価ができる段階になるまでは分からない。今回の試行では自己評価書を8月4日に受領し、書面調査の報告期限は8月24日であったのに対して、不足観点(あるいはそれに付随するデータ、資料等)の連絡期限は8月9日であった。書面調査の報告期限と不足観点(あるいはそれに付随するデータ、資料等)の連絡期限を同じにすべきではないか。(委員1)

6. 訪問調査について

全般に関して

「問題がある」、「一部問題がある」及び「判断できない」について、確認事項や資料の提示を求められるのは理解できるが、「相応である」及び「優れている」については、資料の提示を求める必要があるか検討していただきたい。(対象校1)

訪問調査時に要求された資料には特に負担を感じることはなかった。(対象校1)

教育の成果は、書面や数値化できないものが多いので、保護者等の面談の機会を取り入れるなど多方面からの面談を実施し、(意見の聴取等に重点を置くなど)より実りある訪問調査となるよう検討していただきたい。(対象校1)

現場観察や学生との接触に、もっと時間を取れるようなスケジュールにするべきと考える。タイトなスケジュールの中で、各委員が懸念のある事項を調査することができる自由な時間が必要である。(対象校1)

訪問調査では、書面調査段階で判断できないものに絞って調査しようとしたが、訪問時に書面調査で感じて

いた印象と学校全体の雰囲気異なっていたため、全体的に評価の見直しをした。この場合時間がかなり少なかったように感じられた。

学校管理者との面接時に、教育論の議論になりかかったが、限られた時間の中で委員がどの程度踏み込んで意見を述べて良いのか難しいところである。(委員1)

訪問調査で、質問と回答がすれ違いになった場面もあった。そうならないようお互い努力が必要である。
(対象校1)

つねに基準に立ち返って評価するという姿勢が大事と思う。つい、基準にはないコメントをしてしまいがちである。(委員1)

自己評価書の記載内容をどこまで「疑って」いいのかで、たいへん困った。これは委員の間でも差があったようで、私自身はそう書いてあるのだからそれで良いのではと思ったことでも、他の方は疑問を呈することがあり、そういう立場で一つひとつの項目を「疑い」だすと、際限なく疑問がわいてくる。(委員1)

財務担当専門委員について、今回8高専の訪問調査のうち、半分の4高専の訪問調査しかできなかった。出来るだけ訪問調査校を増やすために、

案 財務担当の1高専あたりの日数を減らす。例えば初日は財務担当の主な場面は夕方5時～6時となるので午後から参加する。これにより少しでも訪問校を増やす。

案 財務担当者を増やす。

案 訪問調査校の日程をできるだけ重ならないようにする。

とにかく書面調査だけで結論を出すところに少し不安がある。また、書面調査時の効率化等により、さらに改善が期待できる面もあると思う。(委員1)

各委員及び専門委員の意見の集約後、評価原案変更案、訪問調査時、対象校からの回答、面接時の確認事項等をまとめるために評価部会で作成したフォーマットは優れている。(委員1)

訪問調査日程・スケジュールに関して

訪問調査の期間は JABEE よりも大学基準協会よりも長いが、基準の数と重みからいうと、丁寧に評価するには2泊3日程度は必要だと思う。JABEE は標準だと1日半で、やや不足気味だった。(委員2)

3日間の日程で内容的には忙しかったと思うが、丁度良かった。ただ、見なければならぬ資料を細かくは点検できなかったと思う。(委員1)

初日の午前中が勿体無いようにも思えるが、個人的にはこの午前中に事前確認等、有意義に活用できたので良かったと思っている。(委員1)

来年度は約20校の評価を行わなければならないので、2日間で収めることが望ましいと思う。(委員1)

実施期間は2日でよいのではないかと。ただし、初日は午前から実施してはどうか。(対象校1・委員1)

自分の能力では訪問調査は2校でいっぱいだった。(委員1)

訪問調査時のホテルに戻ってからのまとめをする時間が長すぎる。機構担当者の方で検討時間を細かく区切るなど時間管理が必要。(委員2)

高専教職員の勤務に対しては労働基準法が適用されていることから、朝8時30分開始で、午後5時15分までに調査を終えることが望ましい。評価委員の会合はその時間帯をはずして行っても良い。ただし、卒業生の面談が夜にならざるを得ないのであれば、対象校に協力願うこともやむを得ない。(委員1)

訪問調査実施までの準備に関して

10月に訪問調査するA校の場合は、2週間前までに「書面調査段階の分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」を通知することについて日程上苦しかったが、11月に調査するB校の場合には十分に余裕があった。

しかしながら、B校からの確認事項に対する回答が届いたのは訪問調査2日前であった。2日前を形式的に一律に決めるのではなく、次のように変更することを提案する。「書面調査段階の分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」を対象校に遅くとも2週間前までに通知する。対象校は通知を受けてから 日以内に回答を機構事務局に送付すること。訪問調査の2日前1日前に今回はたまたま学校にいたので良かったが、不在のことは十分に想定される。(委員1)

「書面調査段階の分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」の送付と回答提出期限までの期間が短かすぎる。この期間は学業期間であって、対応が困難な場合もあるので、確認事項のまとまった分だけでも早めに学校へ送付されたほうが良い。(対象校1(訪問調査10月))

「書面調査段階の分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」が、訪問調査の2週間前に送付予定のところ約1ヶ月前に送付されスムーズに作業を行うことができた。作成時の状況を考えると、実施要項に定めてある2週間の期間では、非常に短いと考えられるので、今年の試行的評価と同様のスケジュールで正式評価も実施されたい。(対象校1(訪問調査11月))

事前打合せを念入りにすべき。訪問調査の段取り、予想される混乱、それを防ぐ手立てについて、2校訪問する場合の1校目で戸惑った経験から、委員のコミュニケーションを図っておく必要性を感じる。(委員4)

基準及び観点ごとに主として責任を持って確認すべき人(複数)を決めておくようにしてはどうか。(委員1)

面談に関して

学校に人選を完全に任すのが良いのかどうか検討すること。評価側が指定できるような工夫が欲しい。(今年JABEEを受審した際には、学生も一般教員も出席簿順で「イ」から指定人数だけの出席を求められた。)(委員2)

地域住民の評判や父兄からの意見を聴くことができれば興味深いように思われるのだが。(委員1)

教職員や学生への質問によって、例えばアドミッションポリシー等の周知の程度を調べるといふ聞き取り調査は、統計学のいわゆる仮説検定の問題(以下注参照)であると思う。実際問題として、広くアンケート等を実施することは難しいので、今回の訪問調査は最善に近いものであると言って良いのではないか。

(注)仮説検定の問題では、「仮説:周知されている」と「対立仮説:周知されていない」を立て、有意水準(多くの場合 $\alpha = 0.05$)を定め、サンプリングによって無作為標本をとり、仮説より結論される値と標本値との差が、有意水準で定まる値より小さければ、仮説を採択、そうでなければ棄却(同じことであるが、対立仮説を採択)とする。(委員1)

・学校関係者(責任者)との面談

時間不足のため受審側の意図することが審査側に十分理解されずに評価されているところがある。一部問題ありと指摘された基準について全て質問があったわけではない。弁解の余地がなかった。(対象校1)

学校長から直接考えを聞く機会が必要である。多くの部下職員の前で自分の考えを話しづらい感じがした。回答も部下職員に任せがちであった。(委員1)

・一般教員・支援スタッフ及び関連する教育施設スタッフ

学校関係者(責任者)に比べてきわめて限られた人数であり、対象校によっては特にキャリア・年齢等が偏っていた。この面談から全体を判断することは、必ずしも的を得ていない懸念がある。今回の2倍以上は必要ではないかと思う。(委員1)

優等生が多すぎた。(委員1)

対象者の経験年数、年齢などについて、もう少しバランスのとれた面談ができたと思う。(委員1)

・学生・卒業（修了）生

面談に参加できる卒業生は少数にならざるを得ないことは理解できる。しかしながら、現役学生については、各学年最低3～4名程度を要請してはどうか？（委員1）

優等生が多すぎた。（委員1）

卒業生の面談について、対象者の経験年数、年齢などについて、もう少しバランスのとれた面談ができたらと思う。（委員1）

卒業生の人数はもっと少なくてもいいのではないか。（対象校1）

卒業生との面談は、有益であるのは理解できるが、対象校にとってはかなりの負担なので、除いて良いと思う。（委員1）

学生、卒業（修了）生との面談時間は、時間割、来校時間を考慮して設定してほしい。（例えば16～18時位までには終わるなど）（対象校2・委員2）

本校の訪問調査では、在学生の面談時間が17：50～19：10に設定されていた。女子学生も面談者に選定されており、帰宅時刻等を考えた時間設定を考慮いただきたい。（例えば、授業終了後の16：30から行うなど）（対象校1）

学習指導及び教育現場の観察ならびに学習環境の状況調査

できるだけ、訪問調査の現地で観察する授業を決めること。このことを訪問調査実施要綱に書き加えることが望ましい。平常の授業状態を観察することこそ意味がある。（委員1）

授業・教育現場の観察については、対応に分刻みのスケジュールにせざるを得なかった。観察授業を減らして、もう少し余裕のある授業観察でもいいのではないか。（対象校1・委員1）

時間割を変更しての授業観察は、必要最小限にして欲しい。（対象校1）

その他

訪問調査時に事務担当者が同行されたのは、受審側との連絡等がスムーズに行え良かった。（対象校1）

面談した卒業生への謝金の事務扱いが煩雑で、不評である。教務主事の一括受領でよいのではないか。（対象校1）

7. その他

より良い教育制度改善のために、評価審査委員会の役割として、評価結果だけでなく評価を通して知りえた校種が抱える問題点を改善するための制度整備を上申する仕組みも必要と考える。（対象校1）

私学は生き残るために、改革を断行しているのであって、その結果が一番重要なのであるから、国立と同じシステムでやる必要などないのではないか。（委員1）

本校は、平成13年度以降自己点検評価を行っておらず、今回の認証評価（試行的評価）は、現状と課題を把握するうえで、校務運営上においても非常に意義のある評価であった。（対象校1）

対象校が「改善を要する点」として指摘された事柄については、次の認証評価まで待つのではなく、評価実施年度から2年（または3年）に改善の中間報告を求めるようにするのが良い。また、「改善を要する点」として公表するよりは、「今後の課題」といったような柔らかな表現で公表するほうが良いのではないか。（委員1）

自己評価書作成ならびに訪問調査対応資料のために急遽体裁を整えた資料や運営組織が多々見られた。これらから、基準や観点に対する学校側の当面の対応や考え方を理解することはできるが、ほとんど実績は無いことから、評価対象とするのは必ずしも適当でない。評価対象とする資料や学校の運営状況等については、少なくとも、評価対象年度の前の年度末までに出来上がっていることが証明できるものに限定してはどうか。(委員1)

対象校によって、資料の扱い方にばらつきがある。どの程度の資料をエビデンスとして用意すべきか、研修で伝えておくべき。(委員1)

評価報告書を読んだ時、訪問調査で議論して作成した評価案とかなりニュアンスが異なっているように思われた。評価報告書についても、委員で議論しながら作成した方がよいように思われる。(委員1)

事前提出資料は必要ないのではないか。(対象校1・委員1)

11基準と多数の観点を何とかイメージ図化してくださると助かる。(委員1)

・大綱に関して

p1. 評価の基本的な方針(2)の最後のところに下線部を補った方が親切ではないか。

「・・・内容などをいい、各高等専門学校の個性や特色が明示されている必要があります。」(委員1)

訪問調査では、本務の授業の振り替えをして出張しましたが、たくさんの授業の振り替え作業や、振り替え後の過密授業で大変でした。ピア・レビューとするため、高専の教員を委員に含める必要があることは十分理解していますが、本務と両立させようとするとなかなか大変でした。しかし、またとない貴重な経験をすることができたと思います。(委員1)

「本質的に疑問なこと」

これは頓珍漢かも知れませんが、アドミッションポリシーや教育の成果などに含まれている事項ですが、本当に「どんな学生を育てるか」を学校が定めて、その方向に教育していくのがいいことなのでしょうか。本当は学生一人一人が「自分はこういう技術者になりたい」とか「こんな夢を持っている」ということがあって、もちろん高専という枠の範囲ではあるけれども、それを実現すべく助力してくのが教育機関の役割ではないか、と思うのです。

もちろん「教育の目的」や「アドミッションポリシー」が明示され、それに沿って入学してくるのだから、その方向に教育するのだというのは非難されるべきことではないでしょう。

しかしそうはいつでも学生一人一人の持つビジョンは違います。「この型にはまれ」というのが本当の教育なのか疑問を感じます。たとえば数学にしても、教えているのは数学者(のようなもの)ですから、どうしても数学の立場から見た理想の内容を教えたがります。しかし学生達が必要としているのはそうでないかも知れない。それを数学科の方針はこうだからといってその方向だけにあてはまる者だけをよしとしようとするのは「姿勢としておかしいのではないか」と思います。姿勢としてというのは「現実問題としては仕方がないにしても」という意味が含まれます。(これは最近読んだ「さあ学校を始めよう」という本に影響されています)(委員1)